

岡山大学病院オープンイノベーションラボラトリー内規

制定 令和3年9月6日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人岡山大学におけるスペースの有効活用に関する規則（平成22年岡大規則第6号）第6条第1項に基づき、岡山大学病院におけるオープンイノベーションラボラトリー（以下「O I ラボ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 O I ラボを活用し、スペースの貸し付けと研究支援を行うことで、岡山大学病院におけるイノベーション・エコシステムの形成を図るとともに、産学共創と異分野融合によるイノベーション創出を図ることを目的とする。

(設置場所及び名称)

第3条 O I ラボの設置場所及び名称は、別表のとおりとする。

(管理)

第4条 O I ラボの管理は、岡山大学病院長（以下「病院長」という。）が行う。

(利用の基準)

第5条 O I ラボは、次の各号のいずれかに掲げる活動等を行う場合に利用できるものとする。

- 一 企業等において医療現場を研究フィールドとして、次世代医療技術の創出等を旨とする産学共創活動
- 二 企業等と共同して行われるプロジェクト的研究活動
- 三 大型外部資金獲得における研究活動
- 四 全学的な方針のもと個別に行われるプロジェクト的教育研究活動
- 五 その他病院長が特に必要と認めたもの

(利用の許可)

第6条 O I ラボを利用しようとする学内者は、病院長の許可を受けなければならない。

2 O I ラボを利用しようとする学外者は、病院長の承認を得た上で、国立大学法人岡山大学固定資産管理規程（平成16年岡大規程第30号）その他関係規定（以下「規程等」という。）に基づき、学長の許可を受けなければならない。

3 病院長は、第1項における許可及び前項における承認の可否について、岡山大学病院オープンイノベーションラボラトリー運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て決定するものとする。

4 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(利用期間)

第7条 O I ラボを利用できる期間は、3年の範囲内とする。

2 病院長は、教育研究活動等の性質、その他の事情により前項の規定に著しくよりがたい場合は、委員会の議を経て、10年の範囲内において、個別に利用期間を定めることができる。

- 3 前2項の利用期間は、これを更新することができる。
- 4 O I ラボを利用しようとする者が学外者の場合、病院長の承認を得た上で、規程等に基づき、学長の許可を受けて利用期間を定めるものとする。

(事務)

第8条 O I ラボに関する事務は、研究推進課及び経営・管理課において行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、O I ラボの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年9月6日から施行する。

別表（第3条関係）

設置場所		名称
鹿田会館	1階	SK101
		SK102
		SK103
	2階	SK201
		SK202
		SK203
		SK204
		SK205
		SK206
		会議室
		オープンスペース